

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成25年度第1回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成25年8月9日(金) 19:00~21:00				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、小島聖職務代理、渡邊儀一郎委員、丹代了委員、北島朋博委員、淵脇稔尚委員 (市事務局) 小林子ども家庭部長、野口子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、野々村児童課長、星野子ども育成課長補佐、下口子ども育成課保育整備係長、大石子ども育成課庶務・幼稚園係長、上野子ども育成課主事、嶋崎子ども育成課主事 ●欠席者：磯村智香子委員				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	2人
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 議事 (1) 平成25年度保育料改定の影響等について 4. 報告事項 (1) 児童手当からの保育料等の特別徴収について (2) 児童クラブ使用料滞納者に対する少額訴訟について 5. その他				
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育係 042-393-5111 (内線 3198)				
会 議 経 過					
1. 開会 2. 事務連絡 3. 議事 4. 報告事項 5. その他 ・会長 平成25年度の保育料改定の影響等だが、23年9月の当審議会の答申を受け、12月定例会において一部改正を行い、24、25年度の二段階で保育料の引き上げを行ったところである。					

改定後の影響等については、平成 24 年度以降の保育料等審議会にて検証していきたいのとことから、今回は平成 25 年度の保育料改定による影響等について検証していきたい。

その前に事務局から資料の説明をしていただきたい。

・子ども育成課長

資料の説明をさせていただく。資料 1 については、三枚組みになっており、一枚目は平成 25 年 4 月 1 日時点で算定したものであり、二枚目は平成 24 年 4 月 1 日時点、三枚目は平成 23 年 4 月 1 日時点となっている。

一枚目の下段のところは 25 年度の対国基準比率という部分がある。この数字が 49.25%となっているが、25 年度に実際に保育料を算定したところ、49.25%となったところである。24 年 4 月 1 日並びに 23 年 4 月 1 日に関しては、昨年度の審議会でもご報告させていただいたが、それに関して一表にしたものが、資料 2 になる。23 年度から 25 年度の推移を一表にしたもので、23 年度は 41.99%であった。それを受けて 9 月に答申を受け、12 月に条例改正をしたところである。24 年度については昨年度の審議会でもお話があり、改正時の予測として 47.01%としていたが、実績として 45.83%であった。

今回検証させていただく 25 年度については、改正時の予測として 50.02%で算定していたが、実績は 49.25%ということで、当初の予測よりは 0.77%ほど下回っているというのが実績である。

資料 3 の 23 年度の負担割合実績の部分については、昨年度の審議会でも資料を配布させていただいたが、23 年度の実績として、その段階では 26 市中 25 位ということであった。

今回、新たに追加させていただいた 24 年度の実績では 26 市中 22 位ということで、先ほどの資料 2 にあるように、45.83%であり、二段階で改定をしていくということで、24 年度については、若干順位が上がっているという状況である。

口頭での説明になってしまうが、25 年度については、先ほどの資料 1 にあるように当市は 49.25%である。他市の状況については、保育料算定が仮算定という自治体もあり、最終決定をしていないということから、今回資料として出すことができない。

24 年度の実績については確定しているの、他市から条例改正をしたという情報もないことから、数字が大きく変わるということは無いと思われる。よって 24 年度の実績を参照してもらえると、当市は条例改正の結果、25 年度の実績を 49.25%として見ていただくと、26 市の中で中間に位置していると思われる。

次に資料 4 についてだが、保育料の値上げと徴収率についての資料になる。こちらも三枚組みになっており、一枚目は 24 年度と 23 年度の一年間の比較になっている。次のページは 24 年度の調定、歳入、未納とより細かいものになっている。次のページは 23 年度のものとなっており、どちらも一枚目の補足資料となっている。資料 1、2 については事前に配布をさせていただいたが、編集の関係もあり資料 3、4 については本日の配布とさせていただいている。資料の説明は以上となる。

・会長

資料については、前回の審議会の委員からの意見を踏まえて作成していただいた。事務局の説明を踏まえて各委員からの意見を伺いたい。

・B委員

81 名の待機児童がいるということだが、これは入所する場所が無くてということなのか、それとも資金的な負担があるからなのか。

・子ども育成課長

4 月 1 日時点で 81 名の待機児童がいるという状況である。認可保育所の定員については、現在空きが無いという状況で、入所できていない 81 名の待機児童がいるわけだが、それ以外の認証保育所、定期利用保育、保育ママといった認可外保育施設に関しては、現在定員に空きもあり、受け入れ態勢は整っている。本年度については、多摩湖町にある東大典保育園が移転に伴い定員を 30 名から 70 名程度に引き上げる予定であり、現在、施設整備を行っている段階で、市報 9 月 1 日号で掲載する準備をしている段階である。

・ C委員

24年度に改定をしたわけだが、23年度に未納だった世帯が、24年度に値上げをした後、そのままシフトして未納となっているのか。単年度の未納となっているが、前の年の未納の処理はどうなっているのか。24年度の未納の世帯と23年度の未納の世帯は重なっていると思うが、そのあたりをどの程度把握しているのかを知りたい。また値上げをしたことによって未納の世帯の未納がさらに続いているのか。前の年から引き続いて未納をしている世帯の割合はどれくらいなのか。徴収率は100%が理想であると思うが、現在の99%という数字を市はどう考えているのか。

・ 子ども育成課長

23年度の未納者が24年度の値上げによって引き続き未納者になっているのかという点については、個人に着目して分析をしていないという状況である。徴収率については、100%に近づけていく必要があると考えている。新たな取組みとして児童手当から保育料等の特別徴収が法律でできるようになったことから、今年度からやっていきたいと考えている。徴収率をさらに上げるべくこれまでも督促催告、24年度はカラー催告として、通常の白い紙ではなく、注目してもらうために色紙で送るなどしてきた。また臨戸徴収として直接訪問をして、交渉等してきたのだが、それでも徴収率が100%になっていないという状況から、収めていただいている世帯との公平性という観点からも、今まで以上に工夫をしていく必要があり、一歩踏み込んだ対応をしていく必要があると考えている。

・ 会長

未納についてはよろしいか。24及び25年度の保育料改定によって対国基準比率は、当初の予定である50%には達していないが大幅に改善されていることから、2年間にわたる保育料の適正化が図られていると考えるがいかがか。

・ 職務代理

保育料の適正化となる基準が、以前聞いた時では対国基準比率が多摩地区では横並びであり、これは歴史的な背景があるという説明があったかと思うが、それ以外に明確な基準、何をもって適正とするのか、もう一度確認したい。

・ 子ども育成課長

多摩26市では対国基準50%が目安となっており、なかには資料3にもあるように、すでに50パーセントを上回っている自治体もある。これは各自治体の歴史的経過や審議会における議論の経過であるかと思うが、50%を下回る自治体に関しては、50%に近づけていくというのが共通した考えである。

・ 職務代理

私が聞きたいのは50%が適正であるとする根拠そのものについてである。多摩地区だけでもこれだけの差があり、これは単純に市の財政能力なのかと考えていたが、以前子ども家庭部長から、東村山市は単純に財政的な観点からは考えないという説明を受けた。そうすると各市の判断基準はどうなるのか。50%にしようとしているが単純に誤差の範囲でこれだけの差ができてしまっているのか、それとも何か政治的な判断が働いてこういった数字になっているのか。他市の情報なのでわからないかもしれないが、まだ50%の根拠がわからない。

・ 会長

今までの市の考え方も含めてお答えいただきたい。

・ 子ども育成課長

50%にしたいという思いはあっても、審議会にお伺いをする、条例改正をするということもあるので、最終的には各自治体の判断に委ねられていると考えている。東京都市担当課長会等で議論をする際は、概ね50%に近づけたいという思いは共通認識であるかと思うが、最終的に

は各市対応しているというのが現状である。

50%は市が負担するということがあるので、市ごとに保護者に理解をしていただくために各市進捗状況が異なるのは、各市の事情があるのかと思われる。

・ B委員

国か都の指導があったかと思うがどうか。

・ 会長

50%の根拠というのものもあるかと思うが、23年度から年々保護者負担率が上がってきて25年度の時点では49.25%という数値が出ているわけだが、24、25年度で値上げをさせていただいた中で現状を検証するという事なので、50%の根拠については、今回の議題ではなくては良いのではないか。

・ 職務代理

適正であるか否かの判断をするためには、適正と考える根拠をもとに考えていかなければならない。例えばある理由で40%が適正とするならば、今回の数字はやりすぎだということになるし、これを60%が適正とするならば、まだまだ足りないということになるので、基準をいただかないと判断できないのではないか。

・ D委員

もしここで審議をしていくなれば、しっかりした意見を出し、事務局にも資料を用意してもらって時間をかけてやっていく必要がある。子育て新法のこと踏まえて、今後の東村山市の子育てにどのようにお金の割りふりをしていくのかということを考えていくのならば、この場だけでは厳しいのではないか。

・ 会長

25年度の実績はこれから出てくるということもあるので、根拠を今出すというのは難しいのかもしれない。今回は24、25年度の2か年で値上げをさせていただいた結果について現状分析しているということをご理解いただきたい。

・ 子ども育成課長

今後、必要な資料については用意させていただく。前回23年にご答申いただいた内容について改めて振り返ると、対国基準比率50%を目安とする内容で、それを受けて24、25年度どのようになったのかということを考えていくことが第一である。

・ A委員

適正というものは範囲が広いので、適正化と捉えていけば、流動的になるのではないか。そのように考えていけばバランスがとれるのではないか。

・ C委員

適正の根拠については、前の代の審議会で話し合われたことであって、今、50%について話し合うべきではないのでは。50%を基準としてどうしていくのかということについては、市の財政等も含めて考えていくべきことである。前回の審議会で決められたことに対する影響をということであれば、未納の累積やなぜ保護者が未納してしまっているのかということを考えていくことが影響について考えるということになるのではないか。

今回の資料の数字を見る限りでは、値上げによる影響はさほどないように思われる。50%という目指す数字に近づいている。24年度の数字を見ても徴収率もさほど変わっていないので、数字を見る限りでは、影響は無いと言わざるを得ない。しかし全体としての影響は無いのかもしれないが、特定の人や特定の層には影響はあるのかもしれない。そういった資料があればわかりやすいのではないか。

・ 会長

各委員からのご意見をいただき、24年度等の検証を行ってきたわけだが、25年度に関しては、4月の時点での予測になるので今後どうなっていくのか次第だが、とりあえず当初予定していた50%に向けて23年度から始まった実績の推移が今回24、25年度について徐々にではあるが、改善されつつあるということが、今回の資料からもわかる。様々な意見も出たが、今回の25年度の改定の影響等について適正化が図られているものとみてよろしいか。今回、委員さんから出た意見に対して事務局でよく検証していただき、資料を次回以降出していただけたらと思う。

・D委員

今回、欠席をしている磯村委員から質問をいただいている。50%を目安とした改定が行われている中で、現在49.25%という数字が出ているわけだが、この数字を良い状況とみているのか、それとも50%に達していないということで、さらに改定を行い50%に近づけないと感じているのか。来年以降の話が出ていないので、今後のことも含め市がどのように考えているのか教えていただきたい。

・子ども育成課長

27年度から子ども子育て支援新制度がスタートする予定である。現在、国のほうでも子ども子育て会議が開かれ、主に保育園や幼稚園について話し合いがされており、今後、保育園や幼稚園の仕組みが大きく変わる可能性がある。まだ全てが出揃っていない状況なので、市としては子ども子育て支援新制度の動向を踏まえて、保育料についても考えていく必要があると考えている。また徴収率が100%になっていないという現状があるので、再度保育料を値上げする前に、まず徴収率を100%に近づけるよう努力していかなければならないと考えている。

よって推移を見守っていくという意味で、市としては現段階での改定は考えていない。

・会長

議事については以上でよろしいか。次第に沿い、報告事項に入らせていただく。本日は2件予定されているので、それぞれ事務局から報告をお願いしたい。

4. 報告事項 (1) 児童手当からの保育料等の特別徴収について

・子ども育成課長

児童手当法の一部が改正され24年4月1日から、児童手当から保育料等の額を特別徴収ということで、直接徴収することができるようになった。

これまでもにも保育料を徴収するべく通知を送付し、電話をし、時には訪問をする等してきたのだが、それでも払っていただけていない家庭があるというのも事実である。そういったことから市としては児童手当から保育料等の特別徴収を今年度から実施していきたいと考えており、現在検討中である。

児童手当は支給される月が決まっており、6月、10月、2月の年3回に各期4か月分がまとめて支給されるようになっている。3歳以上の児童については月額1万円、3歳未満の児童については月額1万5千円となっている。

法的に特別徴収が認められていることから、市としては今年度から実施していきたいと考えている。保育料の現年分つまり25年度分については本人の同意無しで徴収することができるのだが、保育料の過年分つまり過去の滞納については、本人の同意が必要になっている。また保育料以外にも児童クラブの使用料、学校の給食費等は本人の同意が必要になっており、保育料の現年分とは異なっている。

これらは現在検討中ということでの報告である。詳細が決まり次第ご報告させていただく。

・C委員

特別徴収をする場合どのような流れになるのか。またそれらは審議会での審議事項になるのか。詳細の報告はいつ頃になるのか。

・子ども育成課長

当審議会の審議の内容ではないと考えている。児童手当法の改正に伴い法的に認められているものなので、市としてはどういった人たちを対象にしていくのかということ現在検討している

段階である。法的に認められているので、条例改正の必要も無い。今年度に関しては児童手当の支給が10月、2月のみなので、こういったタイミングで行っていくのかということも含めて現在検討中であり、特別徴収を行う際も事前の連絡はさせていただく予定である。次回の審議会で報告事項として詳細をご報告させていただく。

- ・子ども家庭部長

補足説明をさせていただく。何が何でも特別徴収をするというわけではない。現在、保育料の徴収率は100%に近い数字であり、納めていただく努力をしている。生活が困窮している世帯や厳しい状況にあるという世帯に関しては、いつでもご相談をいただいて、それなりの対応をさせていただいており、周知もしている。それにも拘らず、相談もなく、お支払いもしていただけないという世帯がいるのも事実であり、それらに関しては公平性に欠いているので、特別徴収という形をとらせていただきたいと思いますと考えている。

- ・会長

次に二つ目の報告事項に入らせていただく。

4. 報告事項(2) 児童クラブ使用料滞納者に対する少額訴訟について

- ・児童課長

ここ数年で、児童クラブ使用料の徴収率は着実に向上しているが、保育料の徴収率と比べるといまだに低い93%である。年々徴収率は上がっているが、微増であり、今後さらに徴収率の伸びが鈍ってくるように思われる。通知をしてすぐにお支払いしていただけるような未納者の後に残るのが、悪質滞納であり、再三の呼び出し、催告、督促にも応じないような方である。こういった世帯に対して既存の徴収方法のみで対応をしていくと、徴収率の伸び悩み、滞納が長期化するということから、新たな徴収方法を模索してきたところである。

税金と異なり、児童クラブ使用料については差し押さえ、いわゆる自力執行といった手法を取ることができないので、裁判所に申し立てをするということになる。詳細の手続きについては、現在、法務課と打ち合わせをしている段階であり、まだ具体的なことは申し上げられない。民間の債権回収に近い手法になるものと思われる。少額訴訟ということで一件あたりの金額が低い。児童クラブ使用料については年間6万6千円であり、3年間在籍していても19万円ほどである。

現在、滞納者のリストをピックアップしているが、市外に転出したケースも含めて29事案ある。金額については124万5千円である。一人あたりの金額はさしたるものではないが、このまま滞納を放置しておく、未納額の増額を招き、新たな未納者を発生させかねない。今後、詳細については随時ご報告させていただく。

- ・C委員

悪質と判断する基準はどこにあるのか。

- ・児童課長

未納の理由を話さない、支払いの約束をしたにも関わらず、約束を反故にするといった場合に悪質滞納者と判断している。支払えない理由がある場合には相談も受けており、文章でも通知をし、窓口においても担当者がお話を伺っている。

- ・職務代理

少額訴訟は誰が行うのか。民間の弁護士に依頼をするのか。それとも行政が対応をするのか。

- ・児童課長

法務課と打ち合わせをしている段階なので、あいまいな部分もあるのだが、弁護士を立てずに直接裁判を行うことができるということがある。裁判とは原告、被告が裁判をやらなくてはならないことになっているが、やはり用語や手法という点において素人なので、そこで弁護士を立てるのだが、これが不要だとも聞いている。弁護士を立てるとしかるべき費用もかかってくるので、立てずに対応するというようなことも含めて、現在、そのあたりをつめている段階である。

補足になるが、29 事案あるが、これをまとめて1 事件としてではなく、それぞれの事案を1 事件として裁判を行う手続きもあるのだが、事件数が増えることによって、事務局側の事務が煩雑になってしまう可能性もある。その中でより悪質な事案や古くなった事案を優先していきたいと考えている。一方で今後、在籍しながら昨年度、一昨年度から滞納を続けている家庭に対してもしかるべき措置を取らないと、卒所をされてしまいそのままになってしまう。在籍をしている家庭には比較的連絡を取りやすいということもあるので、そういった家庭には少額訴訟ではない方法でしっかり徴収をしていきたいと考えている。

裁判に頼らずに徴収できる家庭と案件を一件ずつ精査して訴訟対象者となり得る家庭の絞り込みをしていこうと考えている。

・会長

少額訴訟を進めていくとなると当市では初めてとなるのか。多摩地区の自治体で少額訴訟を考えている自治体、既に行っている自治体はあるのか。

・児童課長

現在、多摩地区の児童クラブの実績調査をしている段階であり、これが完成すれば、取り組んでいる自治体の状況がわかる。

・会長

また機会があれば報告していただきたい。以上が報告事項二件であったが、よろしいか。最後にその他に入るが何かあるか。

次回の審議会の日程等だが、27 年度から開始される子ども子育て支援新制度の動向や、児童手当からの保育料等の特別徴収及び児童クラブ使用料滞納者への少額訴訟等も具体的な動きがあると思われる。また事務局とも調整をさせてもらうが、来年の2 月頃を開催日程とし、具体的な日時は改めてご連絡をする。以上で終わらせていただくが、最後に何かあるか。

・C 委員

26 年2 月までに児童クラブの使用料等が変わるといったことはあるのか。

・子ども家庭部長

児童クラブ使用料や保育料の改定をする場合は、改めて当審議会において諮問をさせていただき、ご協議の後、ご答申をしていただくことになる。新制度の推移を見守っていきたいと考えているので、26 年度での改定は考えていない。

< 終了 >